

福井県福井海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	株式会社 鷹巣定置	福井県福井市長裾町の地先	次の基点第21号、(ア)、(イ)および基点第21号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第21号 北緯36度07分07.9秒、東経136度03分02.8秒 (ア) 北緯36度07分39.4秒、東経136度02分16.8秒 (イ) 北緯36度17分42.2秒、東経136度14分35.2秒	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第2号	川端元昭 ほか2名	福井県福井市菜崎町の地先	次の基点第28号、(ア)、(イ)および基点第29号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第28号 北緯36度02分40.7秒、東経136度00分45.0秒 基点第29号 北緯36度02分24.7秒、東経136度00分40.7秒 (ア) 北緯36度03分03.8秒、東経135度59分17.5秒 (イ) 北緯36度02分35.1秒、東経135度59分09.7秒	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第3号	山下義弘 ほか6名	福井県丹生郡越前町小樽の地先	次の基点第41号、(ア)、(イ)および基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第41号 北緯35度56分34.6秒、東経135度59分12.7秒 基点第42号 北緯35度56分28.7秒、東経135度59分20.8秒 (ア) 北緯35度56分34.6秒、東経135度58分12.8秒 (イ) 北緯35度56分10.6秒、東経135度58分23.1秒	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第5号	山谷芳一 ほか6名	福井県丹生郡越前町米ノの地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア) 北緯35度52分27.4秒、東経136度00分31.2秒 (イ) 北緯35度52分22.6秒、東経135度59分49.0秒 (ウ) 北緯35度51分50.8秒、東経136度00分11.5秒 (エ) 北緯35度51分51.6秒、東経136度00分14.5秒 (オ) 北緯35度52分13.0秒、東経136度00分13.3秒 (カ) 北緯35度52分16.3秒、東経136度00分17.5秒 (キ) 北緯35度52分11.4秒、東経136度00分23.9秒	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第6号	橋詰正道 ほか8名	福井県南条郡南越前町糠の地先	次の基点第54号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)および基点第54号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第54号 北緯35度51分23.2秒、東経136度01分47.0秒 (ア) 北緯35度51分12.7秒、東経136度01分05.1秒 (イ) 北緯35度51分15.7秒、東経136度01分03.4秒 (ウ) 北緯35度51分15.7秒、東経136度01分00.3秒 (エ) 北緯35度51分11.8秒、東経136度01分01.2秒 (オ) 北緯35度50分54.7秒、東経136度01分14.4秒 (カ) 北緯35度50分57.0秒、東経136度01分17.1秒 (キ) 北緯35度50分50.5秒、東経136度01分21.0秒 (ク) 北緯35度50分48.7秒、東経136度01分24.6秒 (ケ) 北緯35度51分00.3秒、東経136度01分25.0秒	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第7号	中川政則 ほか5名	福井県南条郡南越前町甲菜城の地先	次の基点第56号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)および基点第56号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第56号 北緯35度50分16.9秒、東経136度03分03.0秒 (ア) 北緯35度50分16.8秒、東経136度02分51.0秒 (イ) 北緯35度50分04.4秒、東経136度02分12.7秒 (ウ) 北緯35度50分07.0秒、東経136度02分10.5秒 (エ) 北緯35度50分05.8秒、東経136度02分06.8秒 (オ) 北緯35度50分03.4秒、東経136度02分08.9秒 (カ) 北緯35度49分46.5秒、東経136度02分24.3秒	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第8号	坂下祐二 ほか6名	福井県南条郡南越前町今泉の地先	次の基点第58号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第58号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第58号 北緯35度49分40.0秒、東経136度03分58.2秒 (ア)北緯35度49分40.2秒、東経136度03分42.7秒 (イ)北緯35度49分27.6秒、東経136度03分04.5秒 (ウ)北緯35度49分11.9秒、東経136度03分14.2秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第10号	坂下祐二 ほか6名	福井県南条郡南越前町河野の地先	次の基点第61号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第61号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第61号 北緯35度48分42.5秒、東経136度04分31.0秒 (ア)北緯35度48分45.4秒、東経136度04分26.8秒 (イ)北緯35度48分39.7秒、東経136度03分42.9秒 (ウ)北緯35度48分26.2秒、東経136度03分51.8秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第11号	本多孝行 ほか5名	福井県敦賀市元比田の地先	次の基点第64号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第64号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第64号 北緯35度45分51.0秒、東経136度05分55.2秒 (ア)北緯35度45分42.4秒、東経136度04分55.0秒 (イ)北緯35度45分29.0秒、東経136度04分57.5秒 (ウ)北緯35度45分37.9秒、東経136度05分43.6秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第12号	本多孝行 ほか5名	福井県敦賀市五幡の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度42分39.5秒、東経136度05分05.8秒 (イ)北緯35度42分59.9秒、東経136度04分50.4秒 (ウ)北緯35度42分46.0秒、東経136度04分36.0秒 (エ)北緯35度42分37.0秒、東経136度05分03.2秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第13号	中井健一 ほか5名	福井県敦賀市色浜の地先	次の基点第82号、(ア)、(イ)および基点第82号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第82号 北緯35度43分33.4秒、東経136度02分18.0秒 (ア)北緯35度43分31.2秒、東経136度02分36.1秒 (イ)北緯35度43分43.7秒、東経136度02分31.1秒		定置漁業	いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第15号	刀根和守 ほか5名	福井県敦賀市浦底の地先	次の基点第87号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第87号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第87号 北緯35度44分55.6秒、東経136度01分57.3秒 (ア)北緯35度44分54.7秒、東経136度02分17.2秒 (イ)北緯35度45分02.6秒、東経136度02分15.2秒 (ウ)北緯35度44分57.1秒、東経136度01分57.4秒		定置漁業	ぶり定置漁業	10月1日から翌年2月末日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第16号	刀根和守 ほか5名	福井県敦賀市浦底の地先	次の基点第87号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第87号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第87号 北緯35度44分55.5秒、東経136度01分57.3秒 (ア)北緯35度44分49.6秒、東経136度02分28.3秒 (イ)北緯35度45分05.2秒、東経136度02分26.8秒 (ウ)北緯35度44分57.1秒、東経136度01分57.4秒		定置漁業	いわし定置漁業	3月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第17号	中村一則 ほか4名	福井県三方郡美浜町丹生の地先	次の基点第97号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第97号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第97号 北緯35度42分49.7秒、東経135度57分26.8秒 (ア) 北緯35度43分04.7秒、東経135度57分00.6秒 (イ) 北緯35度43分10.4秒、東経135度56分37.1秒 (ウ) 北緯35度42分44.5秒、東経135度56分34.6秒 (エ) 北緯35度42分46.6秒、東経135度57分25.9秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第18号	中村一則 ほか4名	福井県三方郡美浜町丹生の地先	次の基点第98号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第98号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第98号 北緯35度41分59.8秒、東経135度57分35.8秒 (ア) 北緯35度41分48.4秒、東経135度56分47.0秒 (イ) 北緯35度41分33.7秒、東経135度56分58.2秒 (ウ) 北緯35度41分55.0秒、東経135度57分42.0秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第20号	石場強 ほか3名	福井県三方郡美浜町菅浜の地先	次の基点第112号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第112号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第112号 北緯35度40分28.3秒、東経135度57分48.6秒 (ア) 北緯35度40分33.1秒、東経135度57分49.9秒 (イ) 北緯35度40分47.8秒、東経135度56分48.4秒 (ウ) 北緯35度40分31.0秒、東経135度56分44.9秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第21号	石場強 ほか3名	福井県三方郡美浜町菅浜の地先	次の基点第436号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第436号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第436号 北緯35度39分23.7秒、東経135度57分40.4秒 (ア) 北緯35度39分51.5秒、東経135度56分05.2秒 (イ) 北緯35度39分35.2秒、東経135度56分04.3秒 (ウ) 北緯35度39分17.5秒、東経135度57分38.1秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第22号	田邊義郎 ほか2名	福井県三方郡美浜町早瀬の地先	次の基点第130号、(ア)、(イ)および基点第130号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第130号 北緯35度37分28.1秒、東経135度54分20.1秒 (ア) 北緯35度38分11.9秒、東経135度54分54.8秒 (イ) 北緯35度38分19.7秒、東経135度54分28.9秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第23号	高橋武一 ほか4名	福井県三方郡美浜町日向の地先	次の基点第559号、(ア)、(イ)、および基点第559号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第559号 北緯35度37分10.9秒、東経135度51分32.7秒 (ア) 北緯35度37分09.3秒、東経135度51分56.5秒 (イ) 北緯35度37分17.7秒、東経135度51分55.1秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第25号	高橋武一 ほか4名	福井県三方郡美浜町日向の地先	次の基点第134号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第134号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第134号 北緯35度37分13.3秒、東経135度51分13.6秒 (ア) 北緯35度38分13.3秒、東経135度51分38.6秒 (イ) 北緯35度38分18.0秒、東経135度51分14.5秒 (ウ) 北緯35度37分31.5秒、東経135度51分09.6秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第26号	高橋武一 ほか4名	福井県三方郡美浜町日向の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(ア)を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度37分54.8秒、東経135度50分43.0秒 (イ)北緯35度37分53.1秒、東経135度51分06.1秒 (ウ)北緯35度38分01.6秒、東経135度51分04.8秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第27号	高橋武一 ほか4名	福井県三方郡美浜町日向の地先	次の基点第499号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、基点第135号および基点第499号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第135号 北緯35度38分16.3秒、東経135度50分23.3秒 基点第499号 北緯35度38分14.2秒、東経135度50分33.9秒 (ア)北緯35度39分00.5秒、東経135度51分10.1秒 (イ)北緯35度39分06.3秒、東経135度50分46.7秒 (ウ)北緯35度39分01.7秒、東経135度50分21.3秒 (エ)北緯35度38分16.6秒、東経135度50分17.3秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第28号	高橋武一 ほか4名	福井県三方郡美浜町日向の地先	次の基点第561号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第561号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第561号 北緯35度38分22.5秒、東経135度49分39.2秒 (ア)北緯35度38分34.1秒、東経135度49分53.3秒 (イ)北緯35度38分38.8秒、東経135度49分43.1秒 (ウ)北緯35度38分23.6秒、東経135度49分37.7秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第30号	高橋武一 ほか4名	福井県三方郡美浜町日向の地先	次の基点第499号、(ア)、(イ)、(ウ)、基点第135号および基点第499号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第135号 北緯35度38分16.3秒、東経135度50分23.2秒 基点第499号 北緯35度38分14.3秒、東経135度50分33.9秒 (ア)北緯35度39分17.6秒、東経135度50分51.7秒 (イ)北緯35度39分17.9秒、東経135度50分20.5秒 (ウ)北緯35度38分16.6秒、東経135度50分17.3秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第31号	前和之 ほか3名	福井県三方上中郡若狭町常神の地先	次の基点第140号、(ア)、(イ)、(ウ)、基点第141号および(キ)の各点を順次に結んだ線と御神島最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第141号、(エ)、(オ)、(カ)および基点第141号の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域 基点第140号 北緯35度37分48.0秒、東経135度48分14.8秒 基点第141号 北緯35度37分51.8秒、東経135度48分22.1秒 (ア)北緯35度37分42.0秒、東経135度48分06.6秒 (イ)北緯35度37分30.0秒、東経135度48分02.2秒 (ウ)北緯35度37分24.9秒、東経135度48分22.5秒 (エ)北緯35度37分54.2秒、東経135度48分45.4秒 (オ)北緯35度38分01.4秒、東経135度48分45.1秒 (カ)北緯35度37分57.7秒、東経135度48分25.8秒 (キ)北緯35度37分48.5秒、東経135度48分16.7秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	12月16日から翌年3月15日までの間は基点第141号、(エ)、(オ)、(カ)および基点第141号の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域に漁具を敷設してはならない。
定第32号	藤原新次 ほか4名	福井県三方上中郡若狭町神子の地先	次の基点第153号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第153号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第153号 北緯35度37分16.6秒、東経135度49分33.7秒 (ア)北緯35度37分16.2秒、東経135度48分58.4秒 (イ)北緯35度37分02.0秒、東経135度49分10.5秒 (ウ)北緯35度37分23.4秒、東経135度49分36.6秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第33号	物部隆弘 ほか4名	福井県三方上中郡若狭町小川の地先	次の基点第413号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第413号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第413号 北緯35度36分26.0秒、東経135度49分39.7秒 (ア)北緯35度36分21.6秒、東経135度49分14.3秒 (イ)北緯35度36分07.8秒、東経135度49分25.1秒 (ウ)北緯35度36分26.0秒、東経135度49分41.6秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第35号	小林敦敏 ほか9名	福井県三方上中郡若狭町田島の地先	次の基点第556号、(ア)、(イ)および基点第556号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第556号 北緯35度34分38.1秒、東経135度48分40.6秒 (ア)北緯35度35分07.6秒、東経135度48分26.9秒 (イ)北緯35度34分56.2秒、東経135度48分09.0秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第36号	服部浩治 ほか11名	福井県小浜市西小川の地先	次の基点第562号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第562号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第562号 北緯35度33分04.3秒、東経135度46分49.9秒 (ア)北緯35度33分01.0秒、東経135度46分49.2秒 (イ)北緯35度33分08.1秒、東経135度47分07.2秒 (ウ)北緯35度33分20.2秒、東経135度46分53.7秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第37号	服部浩治 ほか11名	福井県小浜市西小川の地先	次の基点第601号、(ア)、(イ)および基点第601号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第601号 北緯35度33分24.9秒、東経135度46分00.2秒 (ア)北緯35度33分37.3秒、東経135度46分18.4秒 (イ)北緯35度33分44.3秒、東経135度46分02.2秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第38号	谷久肇 ほか6名	福井県小浜市宇久の地先	次の基点第563号、(ア)、(イ)および基点第563号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第563号 北緯35度33分58.3秒、東経135度45分00.5秒 (ア)北緯35度34分04.2秒、東経135度45分19.9秒 (イ)北緯35度34分17.8秒、東経135度45分00.4秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第50号	鶴田雅人 ほか17名	福井県小浜市泊の地先	次の基点第181号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第181号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第181号 北緯35度33分38.7秒、東経135度42分09.1秒 (ア)北緯35度34分08.6秒、東経135度41分56.4秒 (イ)北緯35度33分56.8秒、東経135度41分37.3秒 (ウ)北緯35度33分31.0秒、東経135度42分05.8秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第51号	鶴田雅人 ほか17名	福井県小浜市泊の地先	次の基点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度33分08.5秒、東経135度41分42.5秒 (イ)北緯35度33分38.4秒、東経135度41分29.8秒 (ウ)北緯35度33分25.0秒、東経135度41分08.6秒 (エ)北緯35度33分07.3秒、東経135度41分41.0秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第52号	有限会社大島定置	福井県大飯郡おおい町大島の地先	次の基点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度32分16.4秒、東経135度38分06.6秒 (イ)北緯35度32分30.1秒、東経135度38分09.1秒 (ウ)北緯35度33分12.6秒、東経135度38分01.8秒 (エ)北緯35度33分07.6秒、東経135度37分41.6秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第53号	有限会社大島定置	福井県大飯郡おおい町大島の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度31分10.2秒、東経135度36分47.4秒 (イ)北緯35度32分08.5秒、東経135度36分17.3秒 (ウ)北緯35度32分00.9秒、東経135度36分01.1秒 (エ)北緯35度31分23.1秒、東経135度36分29.7秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第55号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町和田の地先	次の基点第245号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第245号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第245号 北緯35度30分44.4秒、東経135度35分58.1秒 (ア)北緯35度30分46.5秒、東経135度36分01.1秒 (イ)北緯35度31分34.1秒、東経135度35分20.4秒 (ウ)北緯35度31分23.1秒、東経135度35分04.0秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第56号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町和田の地先	次の基点第328号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第328号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第328号 北緯35度30分01.6秒、東経135度34分37.7秒 (ア)北緯35度31分13.4秒、東経135度34分20.2秒 (イ)北緯35度31分11.5秒、東経135度33分57.4秒 (ウ)北緯35度30分00.9秒、東経135度34分24.6秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第57号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町青海の地先	次の基点第261号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第261号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第261号 北緯35度32分03.7秒、東経135度31分15.1秒 (ア)北緯35度32分01.8秒、東経135度31分17.0秒 (イ)北緯35度32分04.6秒、東経135度31分47.5秒 (ウ)北緯35度32分22.8秒、東経135度31分38.2秒 (エ)北緯35度32分22.2秒、東経135度31分33.9秒 (オ)北緯35度32分04.9秒、東経135度31分13.8秒		定置漁業	いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第58号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町青海の地先	次の基点第262号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第262号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第262号 北緯35度32分48.5秒、東経135度31分07.1秒 (ア)北緯35度32分50.2秒、東経135度31分34.8秒 (イ)北緯35度32分55.4秒、東経135度31分58.0秒 (ウ)北緯35度33分19.5秒、東経135度31分42.1秒 (エ)北緯35度33分06.5秒、東経135度31分24.0秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
定第60号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町上瀬の地先	次の基点第285号、(ア)、(イ)および基点第286号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第285号 北緯35度33分18.6秒、東経135度29分06.3秒 基点第286号 北緯35度33分23.0秒、東経135度29分08.8秒 (ア)北緯35度33分15.8秒、東経135度29分21.4秒 (イ)北緯35度33分25.2秒、東経135度29分24.0秒		定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし